

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 46

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841

衆議院における協定可決

(回覧番号)		外務省電信案(分類)	
機密表示(極秘・秘の朱印)		符号表示 暗略	※ 総第 1124 138- <u>2</u> 号
平X		※ 合第 7584 号	※ 昭和 年月日 時 分発 46.11.24 18.09
		大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係 13
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管部局課(室)名 アメリカ局北米第一課	
		起案 昭和46年11月24日	
		起案者 トモ 電話番号 2465	
協議先			
官房総務参事官 <u>吉田</u> 中江参事官 <u>中江</u> 条約課長 <u>中江</u> 安全保障課長 <u>吉田</u>			
米大使 <u>米</u> 在沖縄在職 <u>米</u> 临时代理大使 <u>代</u> 福田大臣発 在沖縄在職 <u>米</u> 総領事 <u>米</u> 临时代理大使 <u>代</u> 福田大臣発 在沖縄在職 <u>米</u> 大使 <u>米</u> 総領事 <u>米</u> 临时代理大使 <u>代</u> 福田大臣発			
件名 衆議院本会議 11.4.2 協定可決 行奪半化1合ナシ 1418号 11.4.2 11.4.24日審議された衆議院本会議に於ける 11.4.24日審議された衆議院本会議に於ける 内閣総理大臣の報告書の後 正木良明 内閣総理大臣の報告書の後 正木良明 (公)の及付、福永一臣(自)の賛成、門 (公)の及付、福永一臣(自)の賛成、門			

(講題)	2
司亮 (X) 及其子討論後 择出	
1. 降低多數 (285件 93) 在七、 二年後完全可達。之後計畫	
2. 各民族、公明、民主 3者共同促進。 「非核兵器並以中國為基地」編	
3. 請勿干涉韓半島，各國合一對此 可達成。 (羅琳建議上)	
4. 為和平、平、沖半島	
()	

米才一課長

昭和四十六年十一月十七日報告

十一月二十二日丙子

琉球諸島及び大東諸島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

昭和四十四年十一月ワシントンにおいて佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談後発表された共同声明に基づき、政府は、本協定第一条2に定義する琉球諸島及び大東諸島（以下「沖縄」という。）の施政権の日本国への返還に関する具体的取極について、米国政府との間に交渉を行なつてきました。その結果、最終的合意に達したので、昭和四十六年六月十七日に東京及びワシントンともて、本協定の署名を行なつて、

卷之三

1 米国が沖繩に關して平和條約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本國のため
に放棄し、日本國はこの協定の効力發生の日から、沖繩の行政、立法及び司法上のすべての
権力を行使するための權能及び責任を引き受けること。

2　日米安全保障条約等日米間に締結されている諸条約が、本協定の効力発生の日から、沖縄に適用されること。

3　日本国は、本協定の効力発生の日に、日米安全保障条約及びこれに関連する取極に従い、米国に対し、沖繩における施設及び区域の使用を許すこと。

4 日本国は、米国の施政期間中適用された米国又は沖繩現地法令により特に認められる日本国民の請求権を除いて、沖繩において生じた米国及びその国民に対するすべての請求権を放棄すること。また、米国の施政期間中に、米国若しくは沖繩現地当局の指令によつて行なわ

れた行為を承認し、米国民又は現地居住者についてこれらの行為から生ずる民事又は刑事の責任を問わないこととする。

5 日本国は、原則として、沖縄における裁判所が行なつた最終的裁判の効力を認め、また、これらの裁判所に係属中の事件について、裁判権を引き継ぐこと。

6 琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の財産並びに復帰の日に米国に提供される施設及び区域外にある米国政府の財産は、本協定の効力発生の日に日本国政府に移転すること。

7 日本国政府は、米国の資産が日本国政府に移転されること、米国政府が沖縄の日本国への返還を一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明第八項にいう日本国政府の政策に背馳しないよう実施すること、米国政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなること等を考慮して、本協定の効力発生の日から五年間に総額三億二千万合衆国ドルを米国

（二）

（三）

（四）

政府に支払うこと。

8 日本国政府は、本協定の効力発生の日から五年間、米国政府が沖縄においてヴォイス・オーヴ・アメリカ中継局の運営を継続することに同意し、日米両国政府は、同日から二年後に同局の将来の運営について協議に入ること。

なお、本協定は、批准書交換の日の後二箇月で効力を生ずることになつていて。

よつて政府は、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める
というのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国民の長年の念願であつた沖縄の復帰を実現するものであり、適當な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年十一月十七日

沖繩返還協定特別委員長 櫻内義雄

衆議院議長 船田中殿

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

大臣政事外儀官

務務 典房

次次

臣官官審審長長

儀儀総人電厚計

書文会營給

調査長

参企析調

領移長

参領旅查移

総番号(TA) 59070
71年11月17日18時10分 沖縄発
71年11月17日17時9分 本省着 *ee/*

主 管

外務大臣 殿 *玄洋* 大使 臨時代理大使 総領事 代理

返かん協定

第1186号 平至急

17日ゆうるミヤサト副主席は、記者会見においても同日午後衆院協定委において返かん協定の強行採決が行なわれたことは誠に残念であるとの極めて簡単な談話を発表した。

(了)

ア 参地中東
長 東二
北西
米 参北北保
長 中
南 審
欧 参西東洋
長 西東
三二

近ア長
参書近ア
經次總經國資
長參貿統國
經協長
參政技一理
国企二
條參案協規
長國參政經科
長情軍社專
長參道内外
文長一二

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

大臣政事外儀官

務務 典房

次次

臣官官審審長長

儀儀総人電厚計

書文会營給

調査長

参企析調

領移長

参領旅查移

総番号(TA) 60093
71年11月18日16時10分 沖縄発
71年11月18日17時12分 本省着 *ee/*

主 管

外務大臣 殿 大使 臨時代理大使 総領事 代理

11月19をめぐる復帰協の動き

第1190号 略至急

りゆう馨情報

1. 復帰協は協定特別委における強行採決に関して、17日午後6時から緊急執行委員会を開き、19日に予定している「完全復帰要求けん民総決起大会」を「おきなわ協定強行採決きゆう弾くサトウ内閣打倒」、「11月19けん民総決起大会」に変更して開くことを決定すると同時に、抗議声明を発表した。

抗議声明の要旨次の通り。

けん民の要求を最大限にそん重しや十分な審議をつくすと公言しながら、わずか4日間の審議でしかも大変な議場混亂の中で強行採決したことは、議会民主主義を破かいし軍国主義へのあかしてあり、われわれは絶対認めない。共同声明路線による返かんは、再び日本の軍国主義復活と戦争への道に利用する危険なものであると指摘したが、国会審議を通じて明白となつた。百万けん民が戦後26年間要求し続けてきたそ国復帰は戦争体験に基づく反戦平和の立場からの一切の軍事基地撤去、安保破棄による完全復帰であ

ア 参地中東
長 東二
北西
米 参北北保
長 中
南 審
欧 参西東洋
長 西東
三二

近ア長
参書近ア
經次總經國資
長參貿統國
經協長
參政技一理
国企二
條參案協規
長國參政經科
長情軍社專
長參道内外
文長一二

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

る。おきなわ処分をそ止するためわれわれはゼネストを決行、360人の集京行動団の上京など協定に反対する戦いを展開しているところである。院内外を通じて国民的な戦いの高まりを恐れたサトウ内閣と自民党は、强行採決の暴挙をあえて行なつた。このようなけん民不在の强行採決を徹てて的につきゆう弾し、サトウ内閣を打倒する戦いと同時に、自衛隊配備反対、軍用地再契約拒否の戦いを一段と強化する決意である。

2. 1/9日のけん民大会は、午後5時半より立法院第1庁しゃ前で約1時間にわたり行ない、デモ行進は行なわないことに復帰協執行委員会段階では決めているが、この点なお流動的の模様である。(動員数について主催者側は1万人と称しているがりゆう書は3000人程度と見ている)。更に主催者側は会場での「墓マル」「中核」の集団のビラ配りを禁止し、大会参加も認めず、大会をぼう害する時は参加者全員で排除することを決定した由。

(了)

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

総番号(TA) 60098
71年1月18日15時30分 沖縄発着
71年1月18日15時37分 本省着
主管 第北1

外務大臣 殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

衆院協特委における協定可決(現地反響)

第1/1/92号 平

往電第1/1/86号に関し

1/7日の衆院協特委における本協定強行採決につき、1/8日付当地紙朝刊が報ずる当地各界反響の要旨次の通り。
1(1) 行政府・立法院各党

ミヤダ副議長(「建議書」提出の前に採決されたことは残念、本会議では「建議書」も十分検討して欲しい)、星立法院議長(論議はつくされていたが、一応の決着をみたことは早期復帰を願うけん民にとってよろこばしい)、政府・国会が今後内容修正のため対応せつしようすることを望む(オオタ自民党けん連幹事長(採決が行なわれたことはよろこばしい)、本会議でも早急かつスムーズに成立することを望む)、関連法案も基本的にけん民の要求を反映している)、平良社大党書記長(核問題についての審議の最中に質疑が打切られたことは、本土に核がかくされていることを自ら認めたもの)、議会制民主主義を無視した自民党の暴挙は許せぬ)、アラカキ社会党書記長(許せない暴挙)

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

本土政府の失態をきゆう弾し、交渉やり直し要求をかん徹すべく政治力を結集する。)ナカマツ人民党情宣部長(おきなわの国をふうじ国民の要求をふみにじるもの。全面返かんと自民党政府打倒、民主連合政府じゆ立をめざして戦う。)

(2) 各種団体

友利公明党けん本部長(民主主義を否定する暴挙のだと抗議し採決の撤回を要求する。サトウ政府は早期に退ぢんせよ。)オオタけん労協事務局長(審議さえつくされれば数にやぶれてもしかたがないが、これでは自民党独裁ぐりゆうきゆう処分だ。)フクチおき教組書記長(議会の権いは失ついした。今後とも協定のやり直しを要求していく。)当山おきなわ同盟書記長(おきなわに対する誠意ある態度がない。)1/9日にきゆう弾大会を開く。)ニイザトおき経協商務理事(協定はけん民に日本国民としての主権を回復せんとするもので、強行採決も大いに結構。不満や疑問点は世論をはい景に今後国内施策と外交せつしようと解決すべし。)アサト商工会議所商務理事(まず復帰するのが先決。与野党には基本的な相違があるので、強行採決もやむを得ない。)トクヤマ工業連合会商務理事(協定の内容に100%満足ではないが、復帰をこれ以上引きのばすことには反対。強行採決もやむを得ない。)

なお、復帰協は1/7日要旨電第1/1.90号の通り

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

なお、復帰協は1/7日要旨電第1/1.90号の通りの抗議声明を発表した。

(了)

一 3 一
外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外公儀官
務務次
典局
臣官宣審長接
儀總人電厚請
書文會當給

電信写

570

総番号(TA) 61589
71年11月15日15時00分
71年11月15日15時30分

主 管
冲縄 始発
本省 着
米北

外務大臣 殿 高瀬大使 临时代理大使 総領事 代理
領移長 参領旅査科

衆議院本会議における協定可決

第1204号 平至急

貴電米北//合第7584号に関し

25日付当地紙朝刊が報ずる当地反響の要旨次の通り。

(1) キラ主席談話(要旨)

議長職権で開会された本会議で社会、共産両党が欠席したままの変則状態で協定を承認したことの不満に思う。これではおきなわの将来に不安と疑わくを残すこととなる。おきなわけん民は、本国会がおきなわの命運を決定すると判断してしん重審議を要求してきたのであり、遺かんといふほかはない。今後参議院での審議がけん民の要求通りになされるか見守つていきたい。ただ、全員参加ではなかつたが、おきなわの核ぬき、基地縮小の決議がなされたことはそれなりに意義がありその実現を強く要求する。

(2) 立法院各党等談話

星議長(協定承認を心からまろこびる感謝する)内容に不満な点は復帰後//億同ぼうと共に解決すべし。自民党けん連(百万けん民が異民族支配のもとから離脱し日本国

調査長	参企析調
領移長	参領旅査科

ア	参地中東二 北東西
米長	参北北保
中南審	参一二
歐	参西東洋
長	西東三

近ア	参書近ア
長	次経國資源
經	參貿統國
協	參政技理
長	國企二
國	參政科
長	軍社專
情長	參道内外
文	一二

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

民としての本来のすがたに立ち返ることが決定的となり感無量である。本来全会一致で承認されるべきにもかかわらず一部政党の自が出來つてこれが不可能となつたことは遺憾である。(1)社大党(協定の内容はおきなわの米軍機能を強化するものである)協定の苦渋の性を引き続けば《ろしていいく》社会党けん本部(議会制民主主義を否定してまでの自民党のやり方は断じて許されない)、人民党(特別委での暴行に対する国民大衆のきゆう弾を無視した許しがたい犯罪行為)協定批准を許さず、サトウ内閣打倒と国会解散を要求して聞ら。

(2) 各種団体

公明党けん本部(野党共闘に致命的なひびが生じたとは思わない)、非核決議と基地縮小の決議はけん民不安の一端を取り除いた点で評価する。(2)けん労協(ますます大衆運動を強化しなければならないという危機感を覚える)30日ころに本土とごおうして抗議の集会を開きたい。(3)おき教組(けん民の抗議の声を完全に無視した暴行である)、今後自衛隊配備反対等の戦いを強化していく。(4)地方同盟(おきなわ議員の意見が反えいしない協定)、十分な審議もつかずマヤカシである。(5)おき経協(自民党の果斷と公明、民社両党の議会制民主主義をつらぬいた理知に対し賛意と謝意を表明する)。

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

《4》復帰協抗議声明《要旨》

衆議院本会議での協定承認は、17日の協特委の強行採決を合法化するものであり、このような形がい化した国会決議を絶対に容認することはできない。公明・民社両党のうち切りは、自民党政権を免罪にし、戦争政策に手をかいたる非核兵器等に関する決議については、自民党政権を信頼する以外に何ら保証もない限り、この政府をこうぞくしない。国会決議を信用することはできない。われわれは、かねて、な国会決議をきゆう弾し、協定を実質的に拒否する戦いとして、自衛隊配備反対、軍用地再契約拒否とへい行して関連国内法案の可決をそ止すべく闘争を強化する。

《5》

(82.1.16.25.2/1)